

国立大学法人評価委員会運営規則 (案)

国立大学法人評価委員会令(平成十五年政令第四百四十一号)第十一条の規定に基づき、国立大学法人評価委員会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 国立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、国立大学法人評価委員会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

(書面による議決)

第三条 委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の会議について準用する。

(分科会)

第Ⅱ四条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 委員は、必要に応じ、分属する分科会以外の分科会に出席し、意見を述べることができる。

3 令第五条第六項の規定に基づき、委員会があらかじめ定める事項については、分科会の議決をもって委員会の議決とする。

4 前項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、委員長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、委員長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が委員会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 委員は、必要に応じ、分属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

4 令第六条第六項の規定に基づき、委員会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

5 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、委員長にその議決の内容を報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 委員会の会議の公開の手続その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（平成十五年十月三十一日）から施行する。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（平成十九年十二月 日）から施行する。